

直結増圧式給水条件承諾書

年 月 日

(提出先)

横浜市水道事業管理者
水道局長

給水装置工事申込者
住 所
氏名又は名称
電 話 番 号

印

給水装置設置場所	横浜市 区 町 丁目 番 地 号 (建物の名称)
指定給水装置工事事業者	氏名又は名称
	電 話 番 号 ()
増圧給水設備等の管理 責任者(連絡先)	氏名又は名称
	電 話 番 号 ()

直結増圧式給水について次のことを承諾いたします。

1 故障時の対応

- (1) 停電や故障により増圧給水設備が停止したとき又は水圧低下により一時的な給水不良が発生した場合においては、応急的に直結給水栓を使用します。
- (2) 直結増圧式給水は、受水槽と異なり貯水機能がないため、配水支管の断水、緊急時等において水の使用ができなることを承知します。

2 定期点検

増圧給水設備及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、年に1回以上の定期点検など必要な維持管理を行います。

3 損害賠償

直結増圧式給水に起因する事故が発生し、水道局及び他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償します。

4 水道メータの管理

- (1) 計量法に基づく水道メータの取替え及び水道メータの異常等による取替えにあたって、水道局に協力し断水することを承諾します。
- (2) 水道メータは検針及び維持管理に支障のないようにし、水道局から修繕等についての指示があった場合には速やかに自己の責任と費用によって実施します。

5 承諾内容等における継承

第三者への譲渡及び管理するものが変更した場合は、直結増圧式給水であること及びこれら承諾内容について十分説明し、継承します。

6 紛争の解決

前各項の承諾内容について、使用者等に周知徹底させ、直結増圧式給水に起因する紛争等について、当事者間で解決し、水道局には一切迷惑をかけません。

7 その他

()